

**三重県観光連盟公式サイト「観光三重」における
短尺動画作成等委託業務 業務仕様書**

1 委託業務名

三重県観光連盟公式サイト「観光三重」における短尺動画作成等委託業務

2 目的

三重県の魅力を短尺動画という形で集約し、Instagram を中心とした各種 SNS において広く発信することで、動画を視聴した者に対して「三重に行ってみたい」という気持ちを引き起こさせ、本県の観光誘客促進や観光三重の SNS フォロワー数・エンゲージメント率増加を目的とする。

3 KPI（目標数値）

委託事業終了時に観光三重公式 Instagram

(<https://www.instagram.com/kankomie/>) の

- ・フォロワー：約 4 4 0 0 0 人→7 0 0 0 0 人
 - ・リール動画の平均エンゲージメント率：約 5 %→1 0 %
- への増加を目指す。

4 委託期間

契約締結日から 1 1 月 3 0 日まで

5 契約上限金額

9 9 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務内容

三重県への観光誘客促進と観光三重公式 Instagram のフォロワーやエンゲージメント率増加につなげるため、三重県内 5 地域（北勢・中勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）の観光スポットに着目した Instagram リール動画を制作すること。

・ターゲット：観光三重公式 Instagram のコア層である 2 0 ~ 3 0 代の男女を中心ターゲットとする。

- ・本数：最低でも 5 0 本、週に 2 本以上の投稿を想定。
- ・動画再生時間：1 本あたり 1 5 ~ 3 0 秒程度を想定。
- ・旬のスポットやメディアなどで話題になったスポットなども取り上げる。
- ・実際の来訪に繋がるようなチュートリアル動画を想定。

例)「旅する二人」(@futaritrip_travel) の構成

https://www.instagram.com/reel/CfygKdpF9GZ/?utm_source=ig_web_copy_link

(1) 企画

- ア 業務を実施するにあたっての手法や実施体制を、撮影の1週間前までに具体的に報告すること。
 - ・動画のテーマや簡単な絵コンテ、撮影地を示した、撮影から編集までのスケジュール
 - ・窓口担当者や制作体制（過去に短尺動画作成に従事した実績等があれば併せて示すこと）
- イ 撮影先については各地域の特性やニーズをふまえ、動画のコンテンツ・撮影地を提案し、観光連盟と協議の上決定すること。県内5地域（北勢・中勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）から偏りなく選定し、全体のうち1地域の占める割合が35%を超えないこと。
- ウ 必要に応じてモデルやキャラクターの出演を認めるものとするが、出演に関する費用の支払い等を含めた一切の手続き等は受託者において行うこと。
- エ スポットに対してマイナスイメージを与える内容ではないこと。
（例：サムネイルなどのつかみで「このスポットは人が少ない」→動画を進めていくうちに「実際に行ってみたら魅力が盛りだくさん!」という【マイナス→プラス】に転じる着地であれば認めるものとする。）

(2) 撮影

- ア 動画制作に当たっては、現地での撮影を原則とする。ただし、季節や天候、新型コロナウイルス感染症の影響等により撮影が難しい場合や、適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続き等は受託者において行うこと。
- イ 取材費や交通費、保険料など動画制作にかかる諸経費については、受託者で負担すること。
- ウ 屋外での撮影においては、撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。
- エ 撮影規格はフルハイビジョンサイズ以上又はこれに相当するものを使用し、汎用性の高いフォーマットで収録すること。また、ファイル形式や画面縦横比の規格は、Instagram リールでの配信を想定したものすること。
- オ 撮影先との調整、動画の確認については受託者が行うこと

(3) 編集

- ア BGM 等の音楽素材の使用に関しては、原則、オリジナル音源又はフリー音源を使用し、著作権等の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受託者が手続き等を行うこと。
- イ 必要に応じて、映像、音声、発言内容、物音などを文字にした字幕やナレーションなどの差し込みを行うこと。
- ウ 一覧表示を見て、動画の内容が視聴者に伝わりやすく、続きを見てみたいと思わせるようなサムネイルを作成すること。

- エ 概要欄にはおおすすめのポイントや住所など、来訪に役立つ情報を記すこと。
- オ 適切かつニーズに合ったハッシュタグを設定すること。
- カ 動画内もしくは概要欄にフォローや保存を促すフレーズを盛り込むこと。
- キ 各動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、確認及び修正指示の機会を設けること。

(4) 納品について

ア 動画データは、Instagram リールでの配信を想定したものとし、TikTok や YouTube ショートなどインターネット上で配信可能な状態で観光連盟が指定する方法により納品すること。

※ TikTok や YouTube ショートなどに同様の動画を掲載する可能性があります。

イ 委託期間中に限り、権限を付与するので、動画投稿の2営業日前までに Meta Business Suite に予約投稿を行うこと。

(5) 独自提案

ア 令和4年4月～令和5年3月までの観光三重公式 Instagram におけるリール投稿をふまえ、今後のリール投稿においてフォロワーやエンゲージメント率などの増加に繋がる提案を行うこと。

イ 「発見」メニューなど、フォロワー外に投稿が表示されやすい仕組みや工夫の提案を行うこと。

(6) その他

ア 委託期間中に限り、Instagram アカウント権限を付与するので、毎月末にフォロワー、再生数、エンゲージメント率、フォロワー外リーチ数等を分析し報告するとともに、結果に応じた提案を行うこと。

イ 受託者は、観光連盟会員をはじめとした、関連事業者からの短尺動画作成依頼について、観光連盟からの相談に応じること。

7 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 委託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

8 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和5年11月30日（木）
- (2) 記載事項
 - ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間

- エ 実施した業務概要
- オ フォロワーや再生数、エンゲージメントなどの集計とフォロワー増、エンゲージメント率増に向けた今後の提案
- カ その他、事業実施の説明に必要な書類

9 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 成果物の所有権
本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 観光連盟に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。
- (6) その他
 - ・観光三重公式 Instagram の ID・パスワードは、細心の注意を払い管理すること。
 - ・業務の実施にあたっては、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。
 - ・仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然付帯する事項や必要な事項については、本件の委託範囲に含むものとする。